

非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について(概要)

非常時

自宅等における学習の取扱い

○教師による学習指導が下記の要件を満たしており、学習状況・成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再指導不要と校長が判断した場合、再度学校における対面指導で取り扱わないことが可能

【要件】

- ① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること。
- ② 教師が児童生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。

* 学習内容の定着が不十分な場合、別途、個別に補習等を実施すること

指導要録上の取扱い

○「欠席日数」としては記録しない

○下記の方法によるオンラインを活用した学習の指導を実施したと校長が認める場合、「オンラインを活用した特例の授業」として指導要録に記録

- ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導
(オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む)

「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」文科省通知(令和3年2月19日)参照

【水戸市】臨時休業等の緊急時における学びの保障の対応(参考)

学校における学習指導の対応の流れ

【日課(例)】※児童生徒の発達段階に応じて、1コマの時間や学習内容を検討してください。

	学習内容(例)	留意点
1 日課(時間割)等の作成	朝の会 ・健康観察, 学習内容の確認	○ いばらきオンラインスタディの動画は、「Google classroom」の資料に挿入するようにする。
2 学習内容及び方法の検討	1校時 ・いばらきオンラインスタディ視聴 → ワークシート等提出 (→ 意見交換)	○ 健康観察や対面型のオンライン授業については、「Google meet」等を活用する。
3 児童生徒(保護者)への周知	2校時 ・対面型オンライン授業[教科の学習]	○ 高学年以上については、各時間の終わりや対面型のオンライン授業(ホームルーム)の中で、児童生徒が学習内容の意見交換などをできるように配慮する。
4 オンライン学習の実施	3校時 ・デジタルドリル[今日の学習内容の復習]	○ 低学年等については、登校時に課題を提出したり、意見交換などすることが考えられる。
5 児童生徒の学習状況の確認	4校時 ・対面型オンラインホームルーム [本日のまとめ(明日の予定 含)など]	
※ 必要に応じて一部(又は全部)への補修等を実施		

大規模校等は、同時に500人以上の接続を行うと、回線が込み合うことが予想されるため、時間をずらして実施するようにする。

児童生徒に対するICTを活用したオンライン学習（イメージ）

